

屋久島山岳部利用対策協議会規約

(設置)

第1条 近年、屋久島の山岳部への入り込み者の増加に伴い、一部登山者のマナーの問題等により、自然環境への影響が懸念されることから、当該地域の自然環境の保全対策を検討するため、屋久島山岳部利用対策協議会（以下「協議会」という）を置く。

(組織)

第2条 協議会の委員は、以下の関係機関の代表者により構成する。
林野庁屋久島森林管理署 林野庁屋久島森林環境保全センター 環境省屋久島自然保護官事務所 鹿児島県環境保護課 鹿児島県観光課 鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所 鹿児島県屋久島警察署 屋久島町 屋久島町議会 社団法人屋久島観光協会 鹿児島県レンタカー協会屋久島支部 財団法人屋久島環境文化財団

(会長等)

第3条 協議会には会長1名、副会長1名を置き、委員の互選により定める。
2 会長は任務を総理し、副会長は会長に事故等があるとき、会長の職務を代行する。
3 会長、副会長の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。任期満了の場合の後任者決定までは、なおその職務を行う。

(会議)

第4条 協議会は必要に応じ会長が召集する。
2 協議会の議長は会長がこれにあたる。

(実務担当者会)

第5条 協議会での議事の円滑な進行を図るため、協議会に関係機関の担当者により構成する実務担当者会を置く。
2 実務担当者会は必要に応じ、会長が招集する。
3 実務担当者会の議長は、あらかじめ会長の指名する者がこれにあたる。

(費用負担)

第6条 協議会の運営に必要な経費については、それぞれの機関において負担する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、会長の指定する機関に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるものの他、必要なものは別に定める。

附則 1 この規約は、平成 6年 7月14日から施行する。
2 この規約は、平成 7年 4月17日から施行する。
3 この規約は、平成 8年 4月18日から施行する。
4 この規約は、平成10年 6月30日から施行する。
5 この規約は、平成11年 4月12日から施行する。
6 この規約は、平成12年 4月18日から施行する。
7 この規約は、平成20年 3月24日から施行する。
8 この規約は、平成20年11月20日から施行する。